



モデル	GLC 220 d 4MATIC			GLC 300 4MATIC	
車両型式	3DA-253915C		3DA-253915	5BA-253984	
排出ガス試験走行モード	WLTCモード		WLTCモード	WLTCモード	
原動機	654		264M20	264M20	
総排気量 cc	1,949		1,991	1,991	
変速機	電子制御速A/T		電子制御9速A/T	電子制御9速A/T	
駆動方式	四輪駆動(4WD)		四輪駆動(4WD)	四輪駆動(4WD)	
適合規制・認定レベル	ディーゼル乗用車 平成30年基準 排出ガス規制に適合			ガソリン乗用車 平成30年基準 排出ガス 50%低減レベルに適合	
排出ガス					
規制値・認定値	一酸化炭素(CO) g/km	0.63	1.15		
	非メタノン炭化水素 (NMHC) g/km	0.024	0.05		
	窒素酸化物(NOx) g/km	0.15	0.025		
	粒子状物質(PM) g/km	0.005	0.005		
適合規制レベル	平成28年規制に適合			平成28年規制に適合	
騒音	加速走行騒音(規制値) db	-	-		
	定常走行騒音(規制値) db	-	-		
	近接排気騒音(規制値) db	76	78		
燃料の種類	軽油			無鉛プレミアム・ガソリン	
燃料消費率 ^{*1}	燃費値 上段:WLTC燃費値 ^{*3} 下段:JC08燃費値 km/L	15.1	10.8		
	二酸化炭素(CO ₂)排出量 WLTC燃料消費率からの算出値 g/km	171	215		
	平成27年度燃費基準 20%向上達成	25%向上達成	25%向上達成	-	5%向上達成
	令和2年度燃費基準 -	達成	達成	-	-
	令和12年度燃費基準 -	65%達成	65%達成	-	-
	燃費基準達成車 平成27年度 	(25%向上達成 ^{*4})	(25%向上達成 ^{*4})	-	
	燃費基準達成車 令和2年度 	-		-	-
	燃費優良車 令和12年度 	-		-	-
	備考	類別区分番号: 0002	類別区分番号: 0004	類別区分番号: 0022, 0024	類別区分番号: 0202, 0204, 0222 類別区分番号: 0224
リユース・コンピューター ^{*5}	種類:R134a (GWP:1430)	使用量:630g			使用量:630g
リサイクル	リサイクル設計の有無	有			有

*1 上記の燃料消費率の数値は国土交通省審査値です。燃料消費率は定められた試験条件のもとでの数値です。
実際の走行時には、気象、道路、車両、運転、整備等の状況が異なってきますので、それに応じて燃料消費率が異なります。

*2 令和12年度基準に応じた燃費優良車の車両については、平成27年度燃費基準の自動車燃費性能に関わる表示について掲示の対象外となります。
また、令和12年度基準に未対応の車両については、平成27年度燃費基準の自動車燃費性能に関わる表示のみを掲示しています。

*3 WLTCモードにおける消費消費率となります。
WLTCモードは、市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モードです。
市街地モードは、信号待ちや渋滞等の影響を受けた比較的低速な走行を想定し、郊外モードは、信号や渋滞等の影響をあまり受けない走行を想定、高速道路モードは、高速道路等での走行を想定しています。

*4 油煙の燃費影響度の低減(フロン排出抑制法における目標値)、目標年度:GWP150/2023年度。
GWP: Global Warming Potential(地球温暖化係数)。
大気放出禁止、廃棄時要回収。

用語 解説

■一酸化炭素(CO):
無色、無臭、水に溶ける気体で、重油、ガソリンなど炭素を含む化合物が不完全燃焼する時に発生する。
工場・発電所や自動車などの大気中に排出される。環境基準並びに「大気汚染防止法」及び「都道府県条例」による排出基準、自動車排出ガスの許容限度がそれぞれ定められている。

■窒素酸化物(NOx):
燃料などの燃焼過程において、空気中の窒素と酸素が高温下で反応したり、燃料中の窒素分が酸化されて発生する。
工場、事業所等から排出されるが、自動車からも排出される。刺激性があり、渋滞や強い工业地域で生活している呼吸器障害を起こすといわれている。また、酸性雨の原因物質でもある。

■炭化水素(HC):非メタン炭化水素(NMHC):
炭素と水素からできている化合物の総称。炭化水素は、作業者の神経系や肝臓障害をひきおこすため「労働安全衛生法」で管理体制等が定められている。
大気中で拡散した炭化水素は、強い紫外線を受けて光化学オキシダントを生成し、人体や植物に害を与える。
尚、NMHCは、有害性がなく光化学的に不活性のダメージ除外したものであり、有害性であり浮遊粒子状物質等の一次生成成分を的に低減するために平成17年排出ガス規制から規制されている。

■粒子状物質(PM):
大気中に浮遊する粒子状物質で、工場からの煤塵、ディーゼル車の排出ガス、粉塵、土埃などがある。ディーゼル車の排出ガスの粒子状物質の成分のほとんどは燃料の燃え残りのカーボンと炭化水素であり、微量に硫酸塩や潤滑油成分である。遊離粒子状物質(SPM:粒径10ミクロン以下)は呼吸器への影響があるといわれている。